

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	固定資産税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

米沢市は、固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

米沢市長

公表日

令和7年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税の賦課に関する事務
②事務の概要	(1) 地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に各市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 (2) 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ・納税者より提出される償却資産申告書を受領する。(地方税法第383条等) ・価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ・固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ・納税義務者から減免申請書を受領する。(地方税法第367条等)
③システムの名称	(1) 地方税システム(固定資産税) (2) 団体内統合利用番号連携サーバ (3) 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の24の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部総務課 行政担当 電話番号0238-22-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-8501 米沢市金池5丁目2番25号 米沢市役所 総務部税務課 土地担当、家屋担当 電話番号0238-22-5111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスでは複数人で確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、情報セキュリティに関する研修を実施している。研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が受講するための措置を講じている。□	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I .1.②事務の概要	(2)本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ・納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条等) ・価格に関する審査の申出(地方税法第4324条) ・固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ・天災により固定資産税の減免を必要とする者あるいは貧困により扶助を受ける者等に限る、条例の定めるところにより固定資産税の減免を行う。(地方税法第367条等)	(2)本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ・所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ・納税者より提出される償却資産申告書を受領する。(地方税法第383条等) ・価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ・固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ・納税義務者から減免申請書を受領する。(地方税法第367条等)	事後	
令和1年6月24日	I .5.②所属長の役職名	税務課長 小関 浩	税務課長	事後	
令和1年6月24日	IVリスク対策		様式変更による記載	事後	
令和3年12月24日	I .4②	第19条第7号	第19条第8号	事後	
令和3年12月24日	I .8	土地係	土地担当、家屋担当	事後	
令和6年9月20日	I .3 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の16の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表の24の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I.4.② 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 (情報照会の根拠) 別表第二第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税」が含まれる項(27の項) (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報照会の根拠) 第20条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年9月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和7年7月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年7月3日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年7月3日	IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV.8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスでは複数人で確認を行うようにしており、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 最も優先度が高いと考えられる対策		9) 従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	
令和7年7月3日	IV.11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、情報セキュリティに関する研修を実施している。研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が受講するための措置を講じている。	事前	